(事務連絡については、5月1日に各都道府県宛て送付したものを指す)

交付为	交付対象事業について		
交付3	対象事業について 〇〇事業は対象となるか。	新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など経費としては、本交付金を充当できないものがあるため、詳細については、事務連絡をよく確認されたい。 個別事業について対象となるか否か疑義がある場	
		合は、どういった観点において疑義があるかにつ	
2	ハード事業は対象となるのか。	感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用等は対象となる。他方で、感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用は対象とならないので、留意されたい。	
3	制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏(地方負担分)については、すべて対象となるのか。	制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業のうち、 ・国の令和2年度第1次補正予算に計上される事業 ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたもののみ。)が対象となる。 制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業であっても、予備費に係る部分を除き国の当初予算に計上された部分に対応する地方負担分は対象外となる。	
4	制度要綱の別表に掲載され た国庫補助事業のうち国の 令和2年度第1次補正予算 に計上される事業又は令和 元年度予備費により実施さ れる事業(緊急対応策第1	当該国庫補助事業を所管する府省にお問い合わせいただきたい。	

5	弾・第2弾に係るもの)であること(本交付金の対象となること)は、どうすれば分かるのか。 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏(地方負担分)は対象となるか。	対象外。ただし、上乗せ・継ぎ足し補助等としていわゆる補助裏の地方負担分以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。
6	算定率が 0.8 である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が 8割を超えてもよいのか。	可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額 を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際 の事業で交付金をどの程度まで充当するかについ ては、各地方公共団体の判断による。
7	実施計画に記載する事業 は、本体国庫補助事業の交 付決定や正式内示を受けて いなければ掲載できないの か。	実施計画への掲載について交付決定等を条件とするものではないが、本交付金を充てて当該国庫補助事業を実施する意向を各事業の所管府省庁に示した上で、正式内示を受けたものなど、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載いただきたい。
8	地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。	地方単独事業の交付対象事業は、 ①地方公共団体の令和 2 年度補正予算に計上され、実施される事業 又は ②地方公共団体の令和 2 年度予算に計上される予備費により実施される事業。 ただし、地方公共団体の令和 2 年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となる。 また、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業が対象となる。
0	「新型コロナウイルス感染 症緊急経済対策」に掲載さ れている具体的な施策と一 致する事業でなければいけ ないのか。	必ずしも具体的施策と一致している必要はない。 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲 げられているテーマ(各項目)と関係性がある施 策を実施するために必要な事業であることがわか るよう、事業の概要欄に記入いただきたい。
10	国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能	新型コロナウイルス感染症への対応として効果的 な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業

	T ,.	
	か。	であれば、原則として使途に制限はない。ただし、
		内閣府としては、限られた財源の中で、できるだ
		け効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じ
		た各地方公共団体ならではの、知恵と工夫をこら
		した対策が実行されることを期待している。
11	職員の人件費は対象となる	地方公共団体の職員の人件費には、交付金を充当
	か。	しないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症
		対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取
		消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となる
		もの(任期の定めのない常勤職員の給料分を除く)
		はこの限りでない。
12	雇い止めや内定取消しにあ	地方公共団体において、新型コロナウイルス感染
	った者等の雇用について	拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経
	は、どのような場合を想定	済・住民生活を支援し地方創生を図るために新た
	しているのか。	に発生した業務へ対応するための雇用や、既存の
		職員が上記の業務に従事することに伴い、代わり
		に既存の業務に対応するための雇用など、本交付
		金の趣旨に沿った業務に何らか関連した業務の増
		加への対応であることを想定している。
13	用地費は対象となるか。	用地の取得費には、交付金を充当しないこと。
14	貸付金・保証金は対象とな	貸付金又は保証金(繰上償還による保証金の過払
	るか。	い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの)に
		は、交付金を充当しないこと。ただし、利子補給
		金又は信用保証料補助には充当可能。
15	交付金を基金として積み立	基金積立金には、交付金を充当しないこと。ただ
	てることは可能か。	し、既に基金を取り崩して交付対象となる事業を
		実施しており、後から交付金を当該事業に充当す
		る場合で、地方公共団体における財源振替処理に
		より、交付金が基金の積み立てではなく当該事業
		に支出された形となる場合は差し支えない。
17	事業者等への休業補償は対	休業補償の目的で行う支出経費には、交付金を充
	象となるか。	当しないこと。
18	休業要請を行った事業者等	新型コロナウイルス感染症への対応として効果的
	へのいわゆる「協力金」や	な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業
	家賃補助は対象となるか。	   であれば、いわゆる協力金や家賃補助も含め、原
		則として使途に制限はない。ただし、内閣府とし

		ては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高
		Cは、喉られた対源の中で、できるだけ効果の同     い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公
		共団体ならではの、知恵と工夫をこらした対策が
		実行されることを期待している。
<b>交付</b> 图	I 限度額について	XII C1 ( & C C C AITY O C V I & C
19	交付限度額の算定基礎とな	事務連絡の別表1及び別表2参照に掲げられてい
	る地方負担額の範囲如何。	る事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、
		これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規
		定により定められている国庫補助事業等の補助裏
		には、交付金を充当できない。(交付金を充当でき
		るのは、制度要綱別表の国庫補助事業のみ)
20	第二次配分の交付限度額に	すべての対象国庫補助事業の配分先が決定された
	ついてはいつ頃通知される	後、速やかに通知することを想定している。
	予定か。	
21	複数の地方公共団体(一部	一部事務組合・広域連合が事業を実施する場合、
	事務組合・広域連合等)が	その事業に係る一部事務組合の地方負担額は交付
	実施する事業も交付限度額	限度額の算定に含める対象となる。なお、その場
	の算定対象か。	合の交付金の交付は、一部事務組合等を構成する
		地方公共団体に対して行われる。
	きについて	
22	実施計画に掲載する交付対	かまわない。
	象事業費は交付限度額の見	入札等により事業費が減となる可能性があるた
	込額を超えてもかまわない	め、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上して
	のか。	おく方が望ましい。
		なお、掲載できる事業の数に制限は無い。
23	実施計画の変更は可能か。	実施計画の第二次提出時に可能。それ以降は原則
		トレスシャン サーノは 東郊生物病 ロー
		として認められない。詳しくは、事務連絡案 p 5
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方 公共団体分等が再配分され増額される可能性があ
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方 公共団体分等が再配分され増額される可能性があ るため、そのような場合も交付限度額を下回らな
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方 公共団体分等が再配分され増額される可能性があ るため、そのような場合も交付限度額を下回らな いよう、限度額より多めの額を積み上げておくこ
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方 公共団体分等が再配分され増額される可能性があ るため、そのような場合も交付限度額を下回らな いよう、限度額より多めの額を積み上げておくこ と、②交付金流用の自由度を確保するため、なる
		「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。 なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度 額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方 公共団体分等が再配分され増額される可能性があ るため、そのような場合も交付限度額を下回らな いよう、限度額より多めの額を積み上げておくこ

繰越	こついて	
24	事業が年度内に終了しない	本交付金は、国の予算において繰越明許費とされ
	場合、繰越は可能か。	ている。地方公共団体において、関係機関の承認
		を経て、交付金を財源として実施する事業費を繰
		り越すことが可能。
25	未契約繰越は可能か。	国の予算において、繰越明許費とされており制度
		上は可能。
		繰越事務については、例年、財務局協議を実施し
		ている都道府県にノウハウが蓄積されていると聞
		いており、繰越が見込まれる事業を含む実施計画
		の場合は、本交付金の予算書に掲載されている明
		許繰越要求書及びその理由をよく参照いただくと
		ともに、事業担当部局と十分に連絡調整を図り、
		遺漏なく対応されたい。
		その上で契約済繰越と比べて具体的に特段の問題
		点があれば早急にお示しいただきたい。
執行	こついて	
26	この交付金は補助金適正化	対象になる。
	法の対象となるか。	
27	交付要綱等はいつ誰が作成	内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は
	するのか。	移替え先府省が行うこととなるので、移替え先府
		省がそれぞれ作成する予定。
28	交付要綱等はいつ示される	追って、移替え先府省から通知される予定。
	予定か。	
29		移替え先府省の判断による。現時点では未定。
	府県に委任されるのか。	
30	市町村に対する交付金につ	都道府県としての予算措置の必要は無い。
	いて、県としての予算計上	
	は必要か。	
	財政上の措置との関係について	
31	本交付金は地方債の起債対	充てられる。
	象となる事業にも充てられ	
	るか。	
32	本交付金と地方債の関係如	第1次補正予算に係る地方債の取扱いについて
	[ 何。	は、第1次補正予算成立後、総務省自治財政局か
		ら別途、通知を発出。詳細については、各都道府
		県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政

		局に問い合わせいただきたい。
33	 特別交付税の算定基礎に含	制度的に排除されるものではないが、地方団体が
	まれる事業に交付金を充当	自担する経費(一般財源所要見込額等)を特別交付
	することが可能か。	税の額の算定に用いている事業に対して交付金の
		充当を予定している場合には、交付金の額を除い
		た額が特別交付税の額の算定の対象となるので留
		たまが、行うというのではの対象となるのでは   意すること。
34	 普通交付税の単位費用に明	よい。
34	記される事業について、交	0 V 10
	付金を充当してよいか。	
35	本交付金について、地方公	
35	共団体の予算における歳入	その分足は無い。
	項目の指定は別途なされる	<u> </u>
	項目の指定は加速なC11る 予定か。	
八芒。	3,2.3	
	企業会計・特別会計等について	地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公
36	公営企業への補助等の費用	
	を計上する場合、交付金は	営企業会計に繰り入れることになる。 
	直接交付か、あるいは一般	
	会計からの繰入となるの	
27	か。	「ハビヘザム=L7
37	公営企業会計における事業はおける事業	【公営企業会計】   東業名:「○○合計級山、港のしたど
	業、特別会計における事業	事業名:「〇〇会計繰出・補助」など
	について、実施計画におけ	事業概要(③):「○○市立○○病院事業会計に繰
	る事業名、事業概要はどの	り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とす
	ように記載すればよいの	る。」など 「************************************
	か。	【特別会計】(通常の事業と同様) 東世紀:日は他に東海末で東世紀称を記る。
		事業名:具体的に実施する事業名称を記入
	<b>ハ<u>労</u>へ等へき」 #+ロ!へき! =</b>	事業概要(③): 具体的に実施する事業内容を記入
38	公営企業会計、特別会計事	実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。
	業に交付金を充当する場合にある。	具体的には以下のとおり。   【公労の署合記】
	合、どの時点で「事業を実	【公営企業会計】   八党会業会計に、働会計から得せ、スタミかの恵
	施」したことになるのか。	公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事
		業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般
		会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事
		業を実施した」したことになる。
		普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出し

		て何らかの事業を行う場合には、当該特別会計に おける具体的な事業内容が終了した時点で「事業 を実施した」したことになる。
事例	集について	
39	実施計画に、事例集に掲載 されていない事業を記載す ることはできるか。	記載できる。事例集は、臨時交付金の使途を定めるものではなく、各地方公共団体における有効活用の参考に資するために作成したものであるた
	3CC18 CC3///.	め、事例集に掲載のない事業も臨時交付金の対象 となり得る。臨時交付金の使途については、制度 要綱等をご確認いただきたい。
40	事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。	事業名は、各自治体で自由に決めていただいて構 わない。
41	事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。	事業の目的や見込まれる効果、交付金を充当する 経費内容等が事例集に掲載されているいずれかの 事業と類似している事業を指す。例示されている 全ての経費や対象者に交付する必要はない。